Centimetres
KODAK Color Control Patches © The Tiffen Company, 2000
Kodak LICENSED PRODUCT
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

東防今請奏

六

ヒ
U
295
6

東京帝國大學圖書之印
四3
295
6

軍防令講義巻之六

令義解第十六

凡非因簡點次者不得輒取人入軍及放人出軍

簡點次といふハ義解ニ謂計帳之時也とあるハ

戸令ニ造計帳毎年六月晦日以前京國官司責

所部手實といへバ入軍も出軍も毎年六月晦

日以前ニとべしとなり計帳ハまさ大帳と云

延喜主計寮式ニ計帳乃式を載たり

某國司解　申預計某年大帳事　預計とあるハ丑年

寅年の計帳を上るゝ故あり

國府 在某郡在京若干里

合管郡若干 郷若干

合管戸若干 闕乗去年若干

戸若干不課 闕乗去年若干

戸若干八位以上

戸若干大舎人

戸若干伴部

戸若干使部 更有餘色准此各為一項

戸若干耆老

戸若干篤疾

戸若干小子

戸若干寡婦

戸若干課 闕乗去年若干

戸若干不合差科

戸若干驛長

戸若干烽長

戸若干衛士

戸若干兵士
戸若干仕丁　更有餘色准此各為一項
戸若干合差科
以上ハ一國の總括なり此次ハ毎郡
の管郷今年乃管戸管口と去年の定
戸見在新附口課不課との増減を志
るを今略之
以前某年大帳依例勘造具状如前仍録事状
差官位姓名申上謹解

年號月日　　掾位姓名
守位姓名　　目位姓名
介位姓名
かくの如く奥ヨ守介掾目連署を敷なり志ろ
れバ子年正月軍團よいるゝ兵士とおゝしゝ
丑年休年おれバ六月晦日以前ヨ軍團を出る
ハ差支(サシツカヘ)おけとゝも晦日ををぎゝハ寅年衛士
の上番年おれバ出さゞといふなり丑年ヨ寅

年乃計帳找申上置〳〵故直以おとおし〳〵さ
理(コトワリ)なり

亥歳計帳	子歳計帳											
	亥歳							子				
六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	正月	二月	三月	四月	五月	
子歳の簡點次又計帳時共いふ晦日までに定む		子歳の計帳卅日以前申送大政官					兵士入團交代 亥年入團の兵士休年					

帳	丑歳計帳												寅歳計帳
	歳							丑歳					
六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	正月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
丑歳の簡點次		丑歳の計帳卅日以前申送大政官					衛士上番交代 子年入團の兵士休年					寅歳の簡點次		寅歳の計帳卅日以前申送大政官

詐冒入軍被認入賤

計帳の時からでも入軍出軍ともよ輒くおさべからざは定めおれども詐冒といふハ義解ハ謂依律良人相冒入軍者也とあるは是ハ賤人の子弟乃良人の子弟なりと詐るく兵士とおるしをいふ良人賤人相共ハ詐る故ハ相冒と云まく詐るく他の名を冒を依く詐冒といふ名殊おとども實同しく戸令ハ新附戸者取保證本問元由知非逃亡詐冒然後聽之と云義解ハ

保證者保、保人也證、證人なり依文保證須並取也所以防逃亡詐冒也と云まくハ文ハ詐冒といひ義解ハ相冒と云しなり被認入賤と云軍ハ入時ハ良人某の子弟おるると云ハ詐と知ものおく兵士ハ加へし後認人あるく彼ハ良人乃子弟ハあらび某の奴おりき云或ハ彼ハ良人の親屬ハ非ぎ雜戸の種おるといふ者の種姓乃明らかハおるし上ハ兵士ハ列をべからび計帳の簡點の次をまくび何時ハくも出

軍せしむるをいふ故に義解に謂賤詐良入軍乃被認問還入本色其雑戸・陵戸・品部之類亦同也といへる義解に賤とさいへ戸令に陵戸官戸・家人・公私奴婢とある義解に官戸陵戸を公賤せし家人奴婢を私賤といふ〻く辨ふべし雑戸ハ賦役令に雑色人と云義解に品部及雑戸等其陵戸不在此限とあれバ陵戸官戸ハ雑戸と同じからぬ品部とハ釋に課取良人配隷諸司雑色也といふに依ハ菅戸・水戸・泥戸・鍛戸

酒戸・乳戸・大膳職の雑供戸鵜飼江人網引の類染戸・雑工戸・狛戸・鷹戸・舩戸・鼓吹戸・樂戸・百濟戸・紙戸等をいふと志らる此等の人ハ元良人なれども入軍を聽されぞ定めなり陵戸ハ山陵の守戸なり山陵を守る常職あるべ兵士とゐかされぞ諸司の品部ハ自然守當の公役あるべ兵士さるをべからぬ然れども兵士ゐ大刀刀子を佩く弓箭を取のミならぬ勲位に叙しあるひハ功を以て田找賜ひ昇進の路あるを品部と

同じからば是を以て詐冒も時として有べき
かゝる今の世よりも間農民まさいハ商賈の武士と
なるあり其際より詐冒あるゝ罪より陥るも時々
あれども懲て止もの少かゝ

及有蔭合出軍

慶安本及を乃合を令より作る誤あり義解より謂
五位以上子孫及内八位嫡子也とあるたとへ
バ父子共より兵士ゝ団より在ゝより父勲六等より
叙以六等ハ従五位下より准じ其嫡子ハ五位の

蔭を以て従八位上より叙ゝ庶子従八位下より叙
をべゝ依て六等の嫡子庶子嫡孫ミか軍を出
べゝ是を有蔭出軍といふ又父勲一等より叙を
一等ハ正三位の次より従三位の上ハ叙その
嫡子従六位上庶子従六位下より叙をべゝ有蔭
出軍勿論かれども直叙一等の兵士ハ稀かる
べけれバ大低六等の時より出軍かるべゝ其の
他ハ父無位正丁かるゝかば子簡ぶとく軍より
入ゝより父功労あるか或ハ材藝よりよりて出身

かゝ〜昇進〜〜五位ゑ叙〜たらん時ゑきの子
乃兵士有蔭と云て軍戎出べ〜

勘當有實皆申兵部聽出軍

義解ゑ謂不待簡點之次京國官司録状申兵部
ゞいへバ詐冒入軍ハ被認の日よゑ直ゑ勘當
ゑ〜〜虚實を紀〜有蔭ハ叙勲叙爵の日よゑ軍
團の番を退せ大毅より國司へ申〜國司より
兵部へ申〜然〜て後軍を出をべ〜となゑ京
の官司戎擧〜ハ軍團の兵士上番ゑ〜衛士と

かゝ〜日京ゑ〜詐冒の被認せられ〜時ハ衛
門衛士の督より直ゑ兵部へ申べくまゑ子ハ
上番〜て衛府ゑあゑ父も亦上京〜て叙爵の
時その蔭ゑ〜出軍ゑ准〜衛士を出るも同〜
く衛門衛士の督よゑ兵部へ申べけれバ彼ゑ
あゑひハ父ハ國ゑあゑく勲六等ゑ叙〜子ハ
上番〜て京ゑあゑふおとも有べ〜まゑハ防ゑ
あゑとも有べ〜さて大毅よゑ國司へ申ゑハ

某團解

申詐冒被認事

右某年某月日以某戸某姓名子弟簡入本團然某郷人某認曰件人非某姓名子弟實某姓名家奴某也云因撿糺其子細事真實望請早出軍以正憲法於是録状以申聞以解

年　月　日　主帳某姓名

大毅某姓名　校尉某姓名

少毅某姓名　兵士某姓名

是軍團の解文かゝ國司さの解文ハ以ゝ兵部へ申ス

某國解　申管某團兵士詐冒被認事

得管某團大毅某姓名解偽件團兵士某姓名以管某郡某郷戸主某姓名子弟入軍為兵士然管某郡某郷戸主某姓名認曰兵士某非某姓名子弟實某姓名家奴某也云因糺察其子細事真實望請早出軍以正憲法於是録状以

申聞因出軍以誡將來以解

年　月　日　　椽某姓名

守位姓名　　目某姓名

介位姓名

兵部省此解文を得て然後移文戍某團へ下し

軍團戍出をとゝさこゝ

兵部省移　　某國

某國所管某軍團兵士詐冒被認事

云々出軍以誡將來云々宜除名帳故

移

年　月　日　録位姓名

卿位姓

如是ゝ出軍ハ容易きとゝあらば有蔭出

軍も右ゝ准ずべし知べ〳〵

在軍者年満六十免軍役雖未満六十身弱長病不

堪軍役者亦聽簡出

軍團の兵士満六十といゝ假令ば二十一歳

よゑ團ゑ入二十二歳ハ休年二十三歳ハ上京
衛士二十四歳ハ國ゑ還ゑ休年二十五歳二十
六二十七歳ハ防ゑ向ひ二十八歳國ゑかへゑ
二十九三十歳ハ休年三十一歳ハ團ゑ入定め
かれバ六十歳も亦入團の年ゑ因て五十九
歳の計帳乃時明年ハ満六十といふを以て出
軍せしむるなり義解ゑ謂此因簡點次乃免其
軍役とあゑ是ゑ其校尉以下年六十以上及
身弱若長病者亦因簡點次合放出之と云ゑ

兵士のミふあらバ校尉旅師隊正ふぐも満六
十すさハ身弱長病ハ六十以下ふても簡點の
次ゑ放出をべしとなり但選叙令ゑ叙郡司軍
團皆以十考為限十考中進一階五考上五考中
進二階十考上進三階叙とあり二十一歳二十
三歳二十五歳二十六歳二十七歳三十一歳三
十三歳三十五歳三十七歳ふく十年の上番か
ゑ此上番上第かゝバ三階を進むと云ハ無位
よゑ大初位下ゑ叙を五年上第五年中第かれ

バ二階を進めて少初位上ヨ叙ル十年中第ヨ
レバ少初位下ヨ叙さべし然るヨ六十ヨ及ぶ
まで叙位せざるハ其勤労も知べし

凡兵衛毎ニ至レ考満ニ兵部校練隨文武所能具ニ為ス等級ヲ
高天原廣野姫天皇三年七月辛未流偽兵衛河
内國渋川郡人柏原廣山于土佐國ニ以追廣參授
捉偽兵衛廣山兵衛生部連虎トあるバ兵衛ハ
令前よりあり兵衛ハ選叙令ヨ以ニ八考ヲ為限ト
云バ二十一歳兵衛ヨ補せらるて二十九歳の

二月廿日を考満といふ

廿一歳	補任月	今年の七日百四十日未満ハ考ヨ入ル
廿二歳	八月一日	一考
廿三歳	七月廿日	
廿四歳	八月一日	二考
廿五歳	七月廿日	
廿六歳	八月一日	三考
廿七歳	七月廿日	
廿八歳	八月一日	四考
廿九歳	七月廿日	
	八月一日	五考
	七月廿日	
	八月一日	六考
	七月廿日	
	八月一日	七考
	七月廿日	
	八月一日	八考
	七月廿日	

二十九歳の八月一日より卅日以前ゟ兵衛府ゟ〻長官校定〳〵て九月中ゟ清書〳〵十月一日ゟ考文を大政官ゟ申送る茂兵部請取く文武所能ゟ隨〻考選〳〵等級をかゝ〳〵應叙ハ十二月卅日以前ゟ兵部省ゟ集らゝ〳〵め正月叙位せ〳〵むるなり但續日本紀ゟ大寶二年ハ正月十七日任官叙位あるゟ三年正月ゟ叙位おく慶雲元年ハ正月七日癸巳任官叙位を行されゝ二年正月ハ十九日庚子叙位あるゆゑ〻ば某日といふ

定ハ無ゟ〳〵ゆゑ〻義解ゟ謂唯據考文不可試才即與式部銓擬法不殊也といふハ校練の字を解せ〳〵ゆゑ〻初兵衛を補任をは時ハ兵部省ゟ〻其身材を試練〳〵然〳〵て後兵衛とかゝ〳〵ゆゑ〻今材を試ゟ及ばゞたゞハ考の上中を校練〳〵く事足ゟ即式部省ゟ〻文官ゟ銓擬とおなじと云ゆゑ〻ゟ〻等級の義解ゟ謂計堪理務者為三等之類也といふハ考課令ゟ兵衛立三等考第恭勤謹慎宿衛如法便習弓馬者為上

番上不違職掌無失雖解弓馬非是灼然者為中
違番不上數有犯失好請私暇不習弓馬者為下
とあるを云なり
申官堪理時務者量才處分
三等の考第を校練〳〵恭勤謹慎職掌無失の
二級ハ時務に理むるふ堪たりと云べ〳〵是を
義解ふ謂量其才能任文武官即雖有武才不堪
理時務者亦不可任用也といへる所謂武才ハ
弓馬灼然なりとも恭勤謹慎ふおらざれバ時

務ふ堪ざと云へし〳〵
其年六十以上皆免兵衛
二十一歳ふ〳〵兵衛ふ補〳〵二十九歳八考満
〳〵叙位せば三十七歳ふ〳〵八考満猶叙位せば
四十五歳八考満〳〵猶叙位せば二十四年の職
任ふ〳〵叙位をはまいらざるを其不才ふ〳〵
知べ〳〵義解ふ謂考校之日乃放免也と云ハ六
十一歳の七月廿日ふ至て第五次四十年の考
満なり

一考	八月一日	廿一	廿九	卅七	四十五	五十三
	七月廿日					
二考	八月一日	廿二	卅	卅八	四十六	五十四
	七月廿日					
三考	八月一日	廿三	卅一	卅九	四十七	五十五
	七月廿日					
四考	八月一日	廿四	卅二	四十	四十八	五十六
	七月廿日					
五考	八月一日	廿五	卅三	四十一	四十九	五十七
	七月廿日					
六考	八月一日	廿六	卅四	四十二	五十	五十八
	七月廿日					
七考	八月一日	廿七	卅五	四十三	五十一	五十九
	七月廿日					
八考	八月一日	廿八	卅六	四十四	五十二	六十
	七月廿日					
		廿九	卅七	四十五	五十三	六十一

即其考校の日より放免をおといふハ兵部へ考文を申送せさはたなり六十以上といへハ六十一歳の七月卅日より及ふ故なり

即雖未満六十若有恒弱長病不堪宿衛及任郡司者本府録状並身送兵部撿覆知實奏聞放出

又六十以下ふくも恒弱といひくその身壮健からぬ長病ふ〳〵番ゑ上ゑやうさき類ハ兵衛を免をべ〳〵故ふ義解ふ謂長病者不可必満日限量状不堪宿衛者即解也といへゑ満日限と

ハ七十日かるべし（知）ハ選叙令ヨ職事官經百二十日（考日之半）解官といへる長上官二百四十日を考日とし故ヨ考日の半ヨおよべバ解官といふ兵衛ハ分番なり百四十日を考とし因く考日の半七十日を以く満日限と云かるべし但分番乃七十日ハ半年分ヨ也ハ六ヶ月と知べし今も分番長上とも病假六ヶ月を以く月切（ギリ）といふ是等の法ヨ因しならん郡司者主帳以上也といへハ主政少領大領を兼し詞なり

本府ハ兵衛府ヨり身送兵部といハ兵衛府ヨる當人を兵部省へ引渡をなり然（サテ）後兵部省より奏聞し〳〵兵衛を除き本邑へ還をヨり故ヨ義解ヨ謂兵部奏聞也といへる兵衛ハ四百人あるヨ左右ヨ〳〵八百人ヨり

凡兵衛者國司簡郡司子弟强幹便於弓馬者郡別一人貢之

大寶の郡數詳ハからず令ハ六百卅六郡なり

されバ令乃時六百郡ヨ過へからず郡領の員（カズ）

ハ郡の大小明了ならされハ今知ゃ〳〵義解
ハ謂郡司ハ少領以上也子弟ハ者子孫弟姪也と云
ふ

若貢采女ヲ郡者不在貢兵衛之例三分一國二分兵
衛一分采女

郡少領大領の姉妹および女の三十以下十三
以上の者を貢〳〵采女とといへる膳司ハ六
十人水司ハ六人縫殿寮ハ八十三人といへバ
合せて百二十九人あるハ猶此外ハもあるべ〳〵

義解ハ謂假令ハ一國ニ有三郡者二郡貢兵衛一郡
貢采女若其不等者從多貢兵衛耳と云ハ大和
國十五郡あるハ五郡ハ采女十郡ハ兵衛を貢を
べ〳〵河内國ハ十六郡かるハ三分の一五郡ハ〳〵
さして一郡あまる如是を不等といひあまる
一郡を三分の二と合せ十一郡ハ兵衛を貢ハ
るハ五郡ハ采女を貢ハるとまるべ〳〵然る時ハ
畿内七道九六百郡よるハ采女二百人兵衛四百
人を貢るよるハ兵衛四百人と定められ大少領

ふく左右八百人とおれるゑや（内六位以下八位以上嫡子年二十一以上見無役任者の内ふく中等を兵衛とおきと云ハ騷ちゑ郡司ゑかきれるゑ非以）但衛士ハ毎國戸内ゑ正丁三人あゑハ一人を簡（エラ）ミ取ふく兵士とおふ〳〵十年目ゑ一度京へ上番ふく宮城門を衛る役職と以兵衛ハ郡の大領少領の子孫弟姪といへバ其身の品ゝ衛士とハ同〳〵からゞ其職掌ハ閤門ゑ分配〳〵時を以ふく巡検〳〵車駕出入前後ゑ分衛をは由職員令ゑいへる閤門とハ大内の第一重の垣の門ゑて南面正中を宮南僻仗内門其東を宮南左廂門西を宮南右廂門といふ東面正中を左兵衛陣門その南を宮東右廂門北を宮東左廂門と云西面正中を右兵衛陣門その南を宮西右廂門北を宮西左廂門と云北面正中我宮北僻仗内門その東を宮北東廂門その西を宮北西廂門といふ宮門四ゝ廂門八ゝ合せふく十二門おゑる左兵衛督宿所ハ宮東正中左兵衛陣門の内ゑあゑる右兵衛督宿所ハ宮西正中右兵衛陣門

の内まあて左兵衛佐の宿所ハ宮北僻仗門内
乃左ふあり右兵衛佐の宿所ハ宮北僻仗門内
の右まあり志らべ宮南僻仗内門宮北僻仗
内門ハ左右ともまあて衛(モ)宮南左廂門宮北左廂
門宮東三門合せて七門ハ左兵衛これを衛(モ)
宮内右廂門宮北右廂門宮西三門合せて七門
ハ右兵衛志(シ)て衛(モ)るとしらる其宿直督と佐
とハ一人おれハ交代しく勤(ツトム)るおるべし左陣ハ督
宿直をれハ右陣ハ佐宿直して
左右ふく督佐と番ふるべし大尉少尉大志

少志も亦志おしく交代をべし番長四人と云
バ二人げく當直をはおらん一人ハ宮南僻仗内門ハ直し一人
ハ宮北僻仗内門
ふ當直をべし　弘仁式ハ兵衛三十人三年ハ
一給(タモ)大衣(ラ)といへて延喜式も志おし大衣ハ紺
細布白細布各二丈一尺ふく裁(サイ)し綿(ワタ)十屯を入
る由一屯ハ小二斤おしハ今量百二十匁なり
十屯ハ小廿斤一貫二百目の綿と知べし
延喜左近衛式ふミも衫(ヒトキヌ)の下衣(シタギ)おて三十人分
といへバ一日當直乃兵衛おて此外ハ東宮へ
二十人行夜九人おしハ毎日五十九人りく上

日〳〵三百四十一人ハ下日(ヒバン)あるゝ然して車駕行幸供奉ハ二百人その外ゝ御輿(ミコシ)長(ヲサ)ゝ二人御膳前(サキ)ゝ二人御馬副(ソヒ)二人幷せて六人をべく〳〵二百六人従ゝ此日ハ下日百三十五人ゝるをべく一年ゝ百四十日上(カミ)を考ゝ入るなり

凡軍團(ハ)各置鼓二面大角二口少角四口通用

軍團ハ兵士千人六百人五百人の差(チガヒ)あるゝと云(イヘ)ども千人の團を以〳〵法を立しおとさきらるれハ五百人十隊ゝ鼓一面大角一口少角二口

ゝ聞ゝ鼓ハ少鼓大角ハ校尉少角ハ旅師是を掌(ツカサド)る弘仁兵衛式ゝ列陣鼓進陣鼓行鼓退鼓の節あるゝ又行軍圖式ゝ少鼓擊(ツ)列陣鼓(ヲ)校尉吹大角(ヲ)旅師吹少角(ヲ)毎隊立(レ)列(ヲ)列訖(レハ)旅師又吹少角(ヲ)次(ニ)少鼓擊進陣鼓(ニ)校尉吹大角(ニ)旅師吹少角(ニ)毎隊進(テ)向前後左右之位(ニ)位定(レハ)旅師吹少角(ニ)少鼓擊(ニ)行鼓(ニ)校尉吹大角(ニ)旅師吹少角(ニ)毎隊執仗進(レ)發(ス)云々といへるゝ鼓の形(カタチ)定(サダ)かならゝ河内國譽田(コンダ)八幡宮ゝ藏をる大鼓胴長一尺徑(ワタリ)一尺八寸面ゝ三巴(ミツトモヘ)

縁ゑ蔓草を画きしをしてあゑ軍陣ゑ用ひ
たものと云ども實ゑ然るやきらひ又上総國
大田喜といふ處ゑ永延三年八月日と胴ゑ
記せし大鼓を見たゑ里見氏行軍の具といひ
傳ふ胴長一尺三寸強徑一尺五寸革ハ破れた
れハ面ゑ何を画がきしや知よしなし義經の
宇治ゑく平等院の大鼓を取く撃せしといふ
ことあれバ其の頃ハ行軍ゑ将去べき定めも
絶しゑや日本紀ゑ伊弉冊尊を熊野有馬村ゑ

葬奉ゑしふ土俗此神の御魂を祭るゑ鼓吹幡
旗を用ふと云バ神代よゑ鼓ハあゑしゑや又
息長足姫尊の軍令ゑ金鼓無節旌旗錯亂とあ
れハ戰ゑ鼓を用ひられしと既ゑ新羅の役ゑ
ゑ聞えくゑ大角少角ハ天淳中原瀛真人天皇
十四年十一月丙午詔四方國曰大角少角鼓吹
幡旗及弩抛石之類不應存私家咸収于郡家と
あゑ令前よゑ軍行ゑ用ひられしことるべし
倭名類聚鈔征戰具ゑ角兼名苑注云角本出胡

中或云出吳越以象龍吟也楊氏漢語抄云大角
波良乃布江 小角久太能布江 といへるハラと名付し故
ハ本草綱目ヨ博落廻莖葉如芫麻莖中空吹之
作聲如博落廻と有ヨく聞えるる說文ヨ笳者
胡人捲蘆葉吹之以作樂也故曰胡笳と云よる
胡中ヨ出と云しか通典ヨ晉先蠶儀注車駕住
吹小笳發吹大笳笳卽笳也と云ハ笳も笳も同
し物ヨく車駕の住發ヨ用ひしも角と同じき
ヨや北史ヨ百濟有鼓角と云ヨ依ハ元百濟ヨ

又傳ヨるとはヨヤ蝦夷ヨコサを云物あり樹皮
を捲く吹と云小角かると云るハ實ヨや胡笳
十八柏圖又ハ蔡文姬歸漢圖かと西土の畫工
乃描きたるを見るヨ樹皮を捲たるか如し通
用とハ義解ヨ謂鼓角通用也といへハ鼓を打
ハ角應し角を吹ハ鼓應し千人ヨ通し用ひる
を云後の圖と合せしはべし
兵士分番教習
鼓角ヨ八人の兵士を用ふべし故ヨ廿隊千人

の内十六人ゞゝ分番ゝて鼓角を教習せよと
あり行軍式ゟ鼓角を配當をはゝ圖の如ゝ

鼓角配當圖

イロハ印ハ隊正ゟ

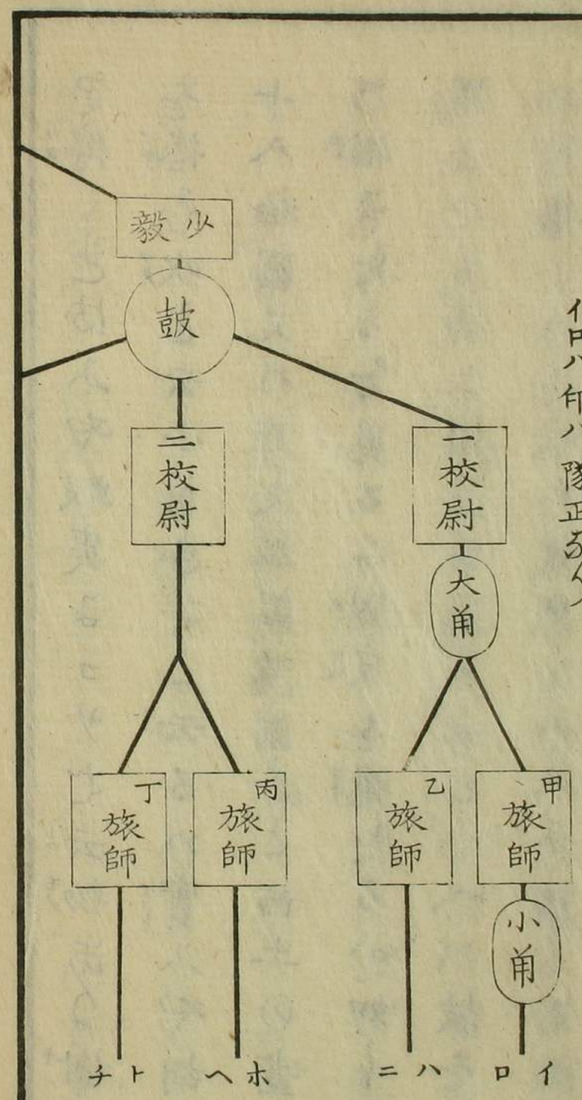

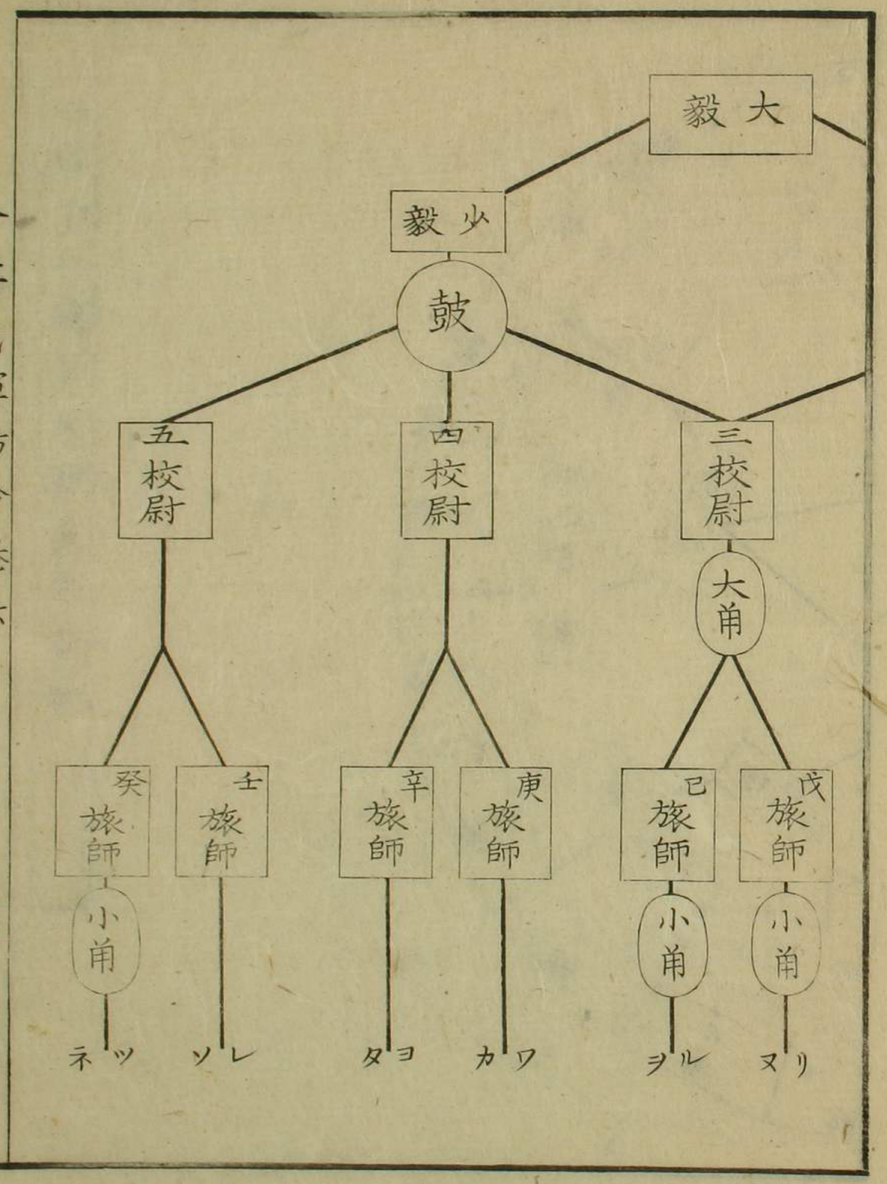

廿隊千人鼓角巡環通用の圖

千人二十隊の兵士四隊二百人ハ騎兵隊一隊五十人歩兵隊一隊五十人合て二百人内八人ハ弩手四人ハ鼓角手千人の内二十人鼓角ヨ配し鼓手三人ゟ六人大角三人ゟ六人小角二人ゟ八人と分つかるべけれハ歩騎共ヨ一隊の員全く先軍の先次鋒四隊ハ次四十七人と知べし

軍四隊ハ待軍四隊ハ糧間四隊ハ休息と五ゟ分ち順次輪轉して其隙ふく又兵士の疲労ふからしむと大角手ハ六回して五休ふとハ六人ふく一人ゟく前軍ヨ直をふ形ら小角手ハ五回して四休ふとハ八人ふく二人ゟく先軍ヨ直をるとくまらは旅師ハ十人ふく二隊の兵士を率ひく順次をべし校尉ハ五人ふく五回ヨ一度先軍ヨ向ふふヨ少毅二人ハ鼓手六人ゟ率ひ相互ヨ先軍ヨ向ふべし大毅ハ千人の兵士及ひ校尉旅師隊正を分領して奇正變化乃機發を守ヨく進退をふたらはの順次輪轉の次第ハ三軍一萬二千人九軍二万五千人ふくも亦同しかるべく左の圖の如し

廿隊兵士輪轉の圖

先軍 甲乙	次軍 丙丁	待軍 戊己	糧間 庚辛	休 壬癸
ツネ イロ	ハニ ホヘ	トチ リヌ	ルヲ ワカ	ヨタ レソ
イロ ハニ	ホヘ トチ	リヌ ルヲ	ワカ ヨタ	レソ ツネ
ハニ ホヘ	トチ リヌ	ルヲ ワカ	ヨタ レソ	ツネ イロ
ホヘ トチ	リヌ ルヲ	ワカ ヨタ	レソ ツネ	イロ ハニ
トチ リヌ	ルヲ ワカ	ヨタ レソ	ツネ イロ	ハニ ホヘ
リヌ ルヲ	ワカ ヨタ	レソ ツネ	イロ ハニ	ホヘ トチ
ルヲ ワカ	ヨタ レソ	ツネ イロ	ハニ ホヘ	トチ リヌ
ワカ ヨタ	レソ ツネ	イロ ハニ	ホヘ トチ	リヌ ルヲ
ヨタ レソ	ツネ イロ	ハニ ホヘ	トチ リヌ	ルヲ ワカ
レソ ツネ	イロ ハニ	ホヘ トチ	リヌ ルヲ	ワカ ヨタ

校尉大角順次の圖

校尉順次				
先軍	次軍	待軍	糧間	休
甲乙	丙丁	戊己	庚辛	壬癸
丙丁	戊己	庚辛	壬癸	甲乙
戊己	庚辛	壬癸	甲乙	丙丁
庚辛	壬癸	甲乙	丙丁	戊己
壬癸	甲乙	丙丁	戊己	庚辛

大角順次				
前	前	前	後	後
前	前	後	後	後
前	後	後	後	前
後	後	後	前	前
後	後	前	前	前
後	前	前	前	後

小角順次の圖

先軍 甲乙	次軍 丙丁	待軍 戊己	糧間 庚辛	休 壬癸
ツネ 十	ハニ	チト	ヲル	タヨ
イロ 百	ホヘ	ヌリ 千	万	ソレ
ロイ 十	ホヘ	ヲル	カワ	ソレ
ハニ 百	トチ	ヌリ 千	タヨ	ツネ
ハニ 十	ヌリ 千	ヲル 万	ソレ	ツネ
ホヘ 十	ヌリ 千	カワ	タヨ	ロイ
チト 百	ヲル 万	タヨ	ツネ	ハニ
チト 百	ヲル 万	カワ	ロイ	ホヘ
ヌリ 千	カワ	ソレ	ツネ 十	ハニ
ヲル 万	タヨ	ツネ 十	ロイ	ホヘ
ヲル 万	ソレ	ロイ 百	ハニ	チト
カワ 千	タヨ	ツネ 十	ソレ	ヌリ
タヨ 千	ソレ 万	ロイ 百	ツネ 十	ヲル
ソレ 万	ツネ 十	ハニ	ホヘ	カワ
万	ロイ 百	ホヘ	チト	タヨ

倉庫損壞須修理者十月以後聽役兵士

義解曰謂貯糒鹽者曰倉也藏兵器者曰庫也と

いへり糒ハ兵士一人分六斗なり一火十人分

六石一隊五十人分三十石二十隊千人ヨ六百

石なり鹽ハ兵士一人分二升なれハ一火ヨ二

斗一隊ヨ一石二十隊ヨ二十石なり近江國石

山寺所藏越中國官舍納穀交替記ヨ

川上村

東中一板倉収納糒肆佰伍拾陸斛捌斗參

外 除年々交替定

右一間 延喜十年十月十五日 醫師大初位下依智秦公廣範

國司 守從五位下清原真人正基

介從五位下上毛野朝臣茂實 權掾從七位伊勢朝臣茂行

郡司 擬大領從八位上射水臣常行

擬少領從八位上利波臣保影

意斐村

東後第一板倉 面長二丈六尺四寸八分廣一丈八尺七寸五分高一丈二尺八寸

収納糒陸百貳斛貳斗參升 除年々交替欠定

右一間 延喜十年十月十五日 醫師大初位下依智秦公廣範

國司 守從五位下清原真人正基

介從五位下上毛野朝臣茂實 權掾從七位伊勢朝臣茂行

郡司 擬大領從八位上射水臣常行

擬少領從八位上利波臣保影

前後ハ略ル此糒六百二斛二斗三升といへハ千人六百石の糒を納る倉も大低越中國の板倉の比とおもられたり 二丈六尺四寸八分八分八分の四間二尺四寸八分弘一丈八尺七寸五分八

今の三間七寸五分高一丈二尺八寸ハ今の二間八寸なりこの倉庫損壞したる時修理せんハ團中上番兵士の役と志ゝかさゝめよといふなり但十月田假終てゝ後ハ役をもとゞめよと云形ゑ義解ハ謂役上番兵士凡諸條稱役兵士令修理之外亦不合役兵士也と云上番ハ軍團當直の兵士をいふ

凡行軍兵士以上若有身病及死者行軍具録隨身資財付本郷人將還

軍行の兵士および隊正旅師校尉大少毅録事軍曹軍監まで其身ハ病起るやまゝハ死亡しける時の取扱方をいへるなり義解ハ謂若病困篤不能將還者便付路次國郡准丁匠存養其身死者告本貫若無便告及資財有餘者申送兵部也といふ丁匠ハ准ぢといふハ賦役令ハ丁匠往來如有重患不堪勝致者留付隨便郡里供給飲食待差發遣若無粮食即給公粮とあるを云なり

其屍者當處燒埋

兵士以上軍監以下の屍をバその死亡せし處ふ於く燒埋せよと云但義解ふ謂若死亡者在路次應得家人迎接者亦須准丁匠也と云ハ賦役令ふ丁匠在道上亡者所在國司以官物作給棺並於路次埋殯立牌並告本貫若無家人來取者燒之有人迎接者分明付領といふふ見合せく執行ふべしとなり

但副將軍以上將還本土

大將軍・將軍・副將軍の病死せし時ハその家へ專使を付て送ゑ返をべしとなり義解ふ謂不付本鄕人而專使將還之といへゑ日本紀ふ天稚彦の葦原中國ふく死したるをその父天國王の疾風を遣ゑく擧尸て致天せしをさゞめとおく最懼きを犯から足仲彦天皇筑紫橿日宮ふ崩ましはしけるを穴門豐浦宮ふ殯して河內國長野陵ふ葬ゑ奉ゑ大將軍紀小弓宿祢大泊瀨幼武天皇九年新羅ふく薨しけるふその

妻采女大海夫の喪に從ひて到來て葬地を請申し去かば天皇大將軍紀小弓宿禰八龍の如く虎のおとし逆節を掩討四海を折衝身を萬里に勞し命を三韓に墜し宜く哀矜を致し視喪者を充よと勅あるに土師連小鳥をして墓を作らせ田身輪邑に葬るといふを以て令前に大將軍を重くせられしを伐仰き奉るべし

渟中倉太珠敷天皇の十二年火葦北國造阿利斯登子達率日羅難波館に來て殺されしを葦北に移し葬るしかど合せ考ふべし葦北國今の肥後國の郡とかるは薩摩國出水郡の北に隣りて西は海に面して東は肥後國球麻郡郡北は肥後國八代郡かるは葦北の二見川に君ゐ淵といふ潭あるは其上の岩山は日羅の墓なりとかや葦北の君の淵と云義なるへし又同し郡に日那久といふ處にも日羅を祀る宮あると其地人松村某かたるき

日本武尊の伊勢國能褒野に崩ましける時纒向日代宮に群卿百寮を下さる能褒野鈴鹿郡長世村にあるとぞ に葬るに奉るしに尊白鳥と化ひ倭の琴彈原に停るに へ其處にも陵を作らしかは又白鳥更に飛て河内國舊市に留

又しかハ其處ハ又陵を作られしといふと
上毛野君竹葉瀬の弟田道か墓伊寺水門ハあ
又といふハ自別なるべし
凡出給器仗等付領之日明作文抄行還事畢據簿
勘納
鼓鉦弩矛矟具装大少角軍幡甲冑の類の軍器
を付領る乃日明了ハ文抄ハ作るべしと羽ら
義解ハ謂文抄猶文記也といへ又又謂器者軍
器也仗者儀仗也といふハ如何軍團と防とハ

儀仗の物あるべき理なし仗ハ職員令物部丁
の義解ハ仕丁帯仗守獄者の仗と同しく刀槍
乃類と讀べし又謂駕行軍行皆同其非駕行軍
行而別有供威儀者故云事畢也といふハ誤也
軍團ハ駕行の器あるべき理なし行還事畢と
ハ軍行還軍事畢と云義なり
如有非理損失申官推徴
戰場を經て損壞せしハ有理の損壞なれハ官
ふく修理とべし下ハ詳なり義解ハ謂推徴之

法自准下條也といへり

軍防令講義卷之六 終